

令和5年5月2日

我孫子市教育委員会 あて

住 所 我孫子市我孫子1858

届出者(保護者)氏 名 手賀沼 花子

電話番号 ●●●-●●●-●●●●

我孫子市学校給食費無償化の対象となる第3子以降の子に係る変更届

我孫子市学校給食費無償化の対象となる第3子以降の子であることの認定申請書(様式第1号)に係る申請内容に変更があったので、次のとおり届け出ます。

我孫	杀子市 式	没我	子	●●小学校 ● 年 ●組 児童	生徒名 手賀沼 夕子
変	更	事	項	就職及び保護者の離婚により 生じたため。	、扶養している子の状況に変更が
変	更年	F 月	日	令和5	季5月1日
変	更	内	容		変 更後第1子(一郎)は令和5年5月1日就職、第2子(次郎)及び、第3子(春子)は、保護者の離婚により父親が5月1日から、持養することとなったため、タイが第3子以降ではなくなった。

※添付書類 我孫子市学校給食費無償化の対象となる第3子以降の子であることの認定申請書(様式第1号)で記入した「扶養している子」を扶養しないこととなった場合は、扶養しないこととなった子の氏名を記載し、扶養しないこととなった日が分かる書類を添付してください。(例:就職した場合は、就職日のわかる辞令の写しや保険者証の写しなど)